

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加賀市は、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加賀市長

公表日

平成30年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、障害福祉サービス等の支給を行う。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理及び支給決定 ②計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 ③特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給決定 ④地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑥高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理及び支給 ⑦障害支援区分の認定及び変更の認定 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨市町村審査事務</p>
③システムの名称	障がい者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者自立支援給付情報ファイル、障がい者福祉情報ファイル、地域生活支援事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一第84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1 情報提供 番号法第19条第7号及び別表第二 16、26、56の2、57、87、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の1、12の3、19の1、30の11、31の1、31の2、31の5、44の1 2 情報照会 番号法第19条第7号及び別表代に 108、109、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 55の1、55の2 番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 ふれあい福祉課
②所属長の役職名	ふれあい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話番号 0761-72-7801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 ふれあい福祉課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話番号 0761-72-7852

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

